

名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 消費税等加算税賦課決定処分取消請求事件
国側当事者・国(半田税務署長)
平成21年11月5日棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	石塚 徹 加藤 悠史
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	半田税務署長 山田 清
同指定代理人	早川 充 武田 宜久 浅野 真哉 米村 忠司 小林 昭彦 竹内 寛和

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

処分行政庁が原告に対し平成19年3月27日付けでした平成12年10月1日から平成13年9月30日まで、同年10月1日から平成14年9月30日まで、同年10月1日から平成15年9月30日まで、同年10月1日から平成16年9月30日まで及び同年10月1日から平成17年9月30日までの各課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定(ただし、平成13年10月1日から平成14年9月30日までの課税期間に係る賦課決定については、平成21年7月28日付け決定により一部取り消された後のもの)を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成12年10月1日から平成13年9月30日まで、同年10月1日から平成14年9月30日まで、同年10月1日から平成15年9月30日まで、同年10月1日から平成16年9月30日まで及び同年10月1日から平成17年9月30日までの各課税期間に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)について修正申告をしたところ、処分行政庁から平成19年3月27日付けで重加算税の賦課決定を受けたことから、これらの賦課決定(ただ

し、平成13年10月1日から平成14年9月30日までの課税期間に係る賦課決定については、平成21年7月28日付け決定により一部取り消された後のもの。以下、これらを併せて「本件各賦課決定」という。)の取消しを求める事案である(以下、平成12年10月1日から平成13年9月30日までの課税期間を「平成13年課税期間」といい、他の課税期間も同様に「平成14年課税期間」などという。また、平成13年課税期間から平成17年課税期間までを併せて「本件各課税期間」という。))。

1 消費税法の定め(以下で引用する同法の条項は、別紙のとおりである。)

(1) 新設法人の納税義務の免除について

消費税法9条1項は、事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下(平成15年法律第8号による改正前は3000万円以下)である者については、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する旨定め、消費税法2条1項14号は、法人の基準期間はその事業年度の前々事業年度をいう旨定めている。また、同法12条の2は、当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1000万円以上である法人については、当該新設法人の基準期間がない事業年度における課税資産の譲渡等については9条1項本文の規定は適用しない旨定めている。

これらの定めにより、資本又は出資の金額が1000万円未満の新設法人については、設立当初の2年間、基準期間における課税売上高が存在せず、消費税を納める義務が免除されることとなる(以下、これらの定めによる消費税等の納税義務の免除の制度を「新設法人の免税制度」という。))。

(2) 仕入税額控除について

消費税法30条1項は、事業者(同法9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が国内において行う課税仕入れ(事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること。同法2条1項12号)等については、当該課税仕入れ等を行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れ等に係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。)を控除する旨定めている。

(3) 簡易課税の制度について

消費税法37条1項は、事業者が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高が5000万円以下(平成15年法律第8号による改正前は2億円以下)である課税期間についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間の売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の60に相当する金額とする旨定め、中小事業者の事務負担を軽減し、売上げに係る消費税額を基礎として、簡便な方式により仕入れに係る消費税額を計算する簡易課税の制度が設けられている(以下、この制度を「簡易課税制度」という。))。

2 前提事実(争いがいか、証拠上明らかである。)

(1) 当事者等

ア 原告は、衛生用陶磁器の製造及び販売等を目的とする資本金1000万円の株式会社(設

立平成5年7月9日)である。原告の取締役の乙(以下「乙」という。)は原告代表者の内妻であり、同取締役の丙(以下「丙」という。)は乙の父であり、同監査役の丁(以下「丁」という。)は乙の母である。

税理士戊(以下「戊税理士」という。)は、原告の顧問税理士として、本件各課税期間に係る原告の消費税等の申告をした者である。

イ 処分行政庁は、原告の所在地である愛知県東海市等を管轄する半田税務署の長である。

(2) 原告の取引形態

ア 原告は、取引先から衛生用陶磁器製品の製造作業等を請け負い、原告が雇用している日系ブラジル人等の従業員を取引先の工場に派遣し、取引先から請負代金を得ることを業務としていた(以下、この工場に派遣されていた従業員を「外勤社員」といい、それ以外の従業員を「内勤社員」という。)

イ 原告代表者は、平成10年3月3日、別会社3社を設立し、原告の複数の取引先を別会社ごとに割り当てた上、原告が取引先から請け負った業務をその別会社に外注委託し、原告が取引先から請負代金等の支払を受けると、原告の取り分を差し引いて、残りを別会社名義の預金口座に送金するという経理処理を行った。これにより、仕入税額控除として、課税標準額に対する消費税額から別会社の外注加工費に係る消費税額が控除されることになるとともに(取引先に対し原告の従業員を派遣していた従前の業務形態では、従業員に対する給与は課税仕入れに当たらないから、その税額を控除することはできなかった。)、別会社に係る消費税等は、新設法人の免税制度によりすべて免税された。

ウ 原告代表者は、更に、平成11年6月に別会社1社を、平成12年2月に別会社1社を設立し、原告が取引先から請け負った業務をこれらの別会社に外注委託することにより、原告の外注加工費をこれらの別会社に付け替えた。その後も、同様にして、順次、ある別会社の設立後2度目の決算期を迎えた後は、別の別会社を新たに設立し、その会社に外注委託するという処理を繰り返し、課税標準額に対する消費税額から別会社の外注加工費に係る消費税額が控除されることになるとともに、別会社に係る消費税等は、新設法人の免税制度によりすべて免税された。

(3) 本件各賦課決定、異議申立て及び審査請求の経緯

ア 原告は、処分行政庁に対し、本件各課税期間の消費税等に関し、前記(2)イ、ウのとおり、課税標準額に対する消費税額から別会社の外注加工費に係る消費税額を控除して、提出期限内に確定申告書を提出したが(以下、本件各課税期間に係る確定申告を併せて「本件各確定申告」という。)、その後、平成18年12月4日、本件各課税期間の消費税等に係る修正申告をした(以下、本件各課税期間に係る修正申告を「本件各修正申告」という。)

本件各確定申告及び本件各修正申告における税額等は、別表1記載のとおりであり、それぞれの課税仕入れに係る支払対価の額の明細は、本件各確定申告につき別表2の1ないし5の「申告額」欄、本件各修正申告につき同別表の「実際額」欄に各記載のとおりであって、課税仕入れに係る支払対価の明細のうち、本件各修正申告において本件各確定申告より減額されたものは、外注加工費のみである。そして、この外注加工費の減額部分は、いずれも別会社に対する外注加工費であって、その明細は、別表3記載のとおりである(以下、この別会社に対する外注加工費を「本件外注加工費」という。)

イ 処分行政庁は、平成19年3月27日、原告に対し、次のとおり重加算税の賦課決定をし

た。

(ア) 平成13年課税期間の消費税等に係る重加算税 846万3000円

(イ) 平成14年課税期間の消費税等に係る重加算税 628万9500円

(ウ) 平成15年課税期間の消費税等に係る重加算税 546万7000円

(エ) 平成16年課税期間の消費税等に係る重加算税 662万9000円

(オ) 平成17年課税期間の消費税等に係る重加算税 668万1500円

ウ 原告は、上記イの各賦課決定を不服として、平成19年5月22日、処分行政庁に対し、異議申立てをし、異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても異議申立てについての決定がなかったため、同年9月5日、国税不服審判所長に対し、審査請求をした。

エ 原告は、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がされなかったため、平成20年3月26日、本件訴えを提起した。

オ 国税不服審判所長は、平成21年3月18日、上記ウの審査請求を棄却する旨の裁決をした。

カ 処分行政庁は、平成21年7月28日、原告に対し、平成14年課税期間に係る修正申告において課税標準額が381万円増額されていることによる消費税等の増額分については、重加算税を賦課すべき税額には当たらないと判断して、重加算税額を6万6500円減額して622万3000円とする旨の決定をした。

(4) 刑事事件の経緯

ア 原告及び原告代表者は、偽りその他不正の行為により原告の平成15年課税期間から平成17年課税期間までの各課税期間に係る消費税等を免れたとして、消費税法70条1項、64条1項1号、地方税法72条の95第3項、1項前段の罪により、名古屋地方裁判所に起訴され、平成20年5月15日、原告につき罰金1300万円、原告代表者につき懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決を受けた。

イ 原告及び原告代表者は、これを不服として名古屋高等裁判所に控訴したが、平成20年9月17日、控訴棄却の判決を受け、これを不服として上告したが、同年12月18日、上告棄却の決定を受けて、上記アの有罪判決が確定した。

3 争点

(1) 原告が本件各確定申告において課税標準額に対する消費税額から本件外注加工費に係る消費税額を控除して消費税等を計算したことについて国税通則法65条4項所定の「正当な理由」があるか否か

(2) 原告が本件各確定申告において消費税等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装又は隠ぺいしたとして同法68条1項の重加算税の賦課要件を満たすか否か

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)について

(原告の主張)

ア 原告が平成10年に名古屋国税局税務相談室の職員から説明を受けた内容に従って別会社を設立したこと

(ア) 原告代表者は、平成10年ころ、消費税の支払につき節税をする方法を戊税理士に相談した。戊税理士は、原告の業務の一部を分離して別会社を作り簡易課税制度を利用することを検討し、名古屋国税局税務相談室に赴いて相談したところ、同相談室の職員から、

① 新たに別会社を作って原告の外注委託先とするのであれば、別会社を法人として設立登記しなければならないこと、② 原告の従業員を別会社に移して請負業務に従事させるのであれば、原告の従業員を退職させ、別会社で雇用し直さなければならないこと、③ 従業員の給与は別会社から支払わなければならない、源泉徴収簿も別会社できちんと備える必要があることを指摘され、④ 新しく設立する別会社の経理事務を原告の経理事務担当者が行っても問題はないとの説明を受けたため、原告は、上記指摘や説明を守って、営業していたものである（以下、この税務相談を「本件税務相談」という。）。

(イ) 被告は、本件における別会社はいずれも会社としての実体はなく、原告から別会社への外注委託取引は架空のものであったと主張する。

しかし、営利を目的とする会社は、その営利追求のため可能な限り合理性を追求するもので、その一環として1つの会社を分離したり、子会社を設立したりすることは何ら不思議ではなく、また違法でもない。その際、資本金を最初の代表者がすべて実質的に負担することや、別会社の所在地に営業実態がないことや（この点は、原告の業務内容が人材派遣の実態を有する請負業務であったから、特に不思議はない）、別会社の代表者が実質的な機能、権限を持たないことがあっても、やはり不思議ではなく、また違法でもない。したがって、被告のように資本金や別会社の本店所在地や代表者の実態等を論じて、別会社の実体がないと主張することは失当である。

原告は、取引先から請け負った業務をその別会社に外注委託し、原告が取引先から請負代金等の支払を受けると、原告の取り分を差し引いて、残りを別会社名義の預金口座に送金するという経理処理をしていたものであるが、それは、原告が、本件税務相談の際に受けた上記(ア)④の説明に従って、原告の経理事務担当者が別会社の経理事務を処理していたことによるものである。

イ 原告が平成15年5月に半田税務署の職員から税務調査を受けたが税務上の問題点を指摘されなかったこと

原告は、平成15年5月、半田税務署の職員から税務調査（以下「本件税務調査」という。）を受け、実態を包み隠すことなく関係資料をすべて提出し、誠実に調査に応じたところ、同職員から、税務上の問題点は指摘されなかった。半田税務署の職員は、本件税務調査において、① 別会社は実際には何らの業務もしておらず、別会社の代表者は単に名前を貸しただけであったこと、② 別会社に外注委託するようになった後も、請負業務はすべて原告代表者の指示の下で行われ、請負業務に係る売上げ、経費及び利益は原告代表者が一体的に管理していたこと、③ 外勤社員については、原告の名前で募集し、原告代表者が採用を決定していたこと、④ 原告と別会社との間で、外注委託に関する契約や取決めはなかったこと、⑤ 原告の取り分の率を原告代表者が決めていたことの各事実を、認識し又は認識し得たものと認められるから、その上で同職員が税務上の問題点を指摘しなかった以上、原告としては、従前の納税方法が間違っていなかったと理解することは当然であり、本件税務調査以降の平成15年課税期間ないし平成17年課税期間に係る確定申告は、正当な行為であって違法なものではない。

ウ 小括

以上のとおり、原告は、本件各賦課決定を受けた本件各課税期間の消費税等に関しては、本件税務相談の際に受けた説明に従って納税したものであり、また、平成15年5月の本件

税務調査において「問題なし」との回答を得ているのであって、このような客観的事情が存する本件においては、原告が本件各確定申告において課税標準額に対する消費税額から本件外注加工費に係る消費税額を控除して消費税等を計算したことについて、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に該当すると考えられる。

したがって、本件は、その全額について、国税通則法65条4項所定の「正当な理由」があると認められるから、そもそも過少申告加算税の賦課要件を満たしておらず、本件各賦課決定の全額が取り消されるべきである。

(被告の主張)

ア 架空の外注委託取引

原告代表者は、平成10年3月3日、別会社3社を設立し、原告の複数の取引先を別会社ごとに割り当てた上、原告が取引先から請け負った業務をその別会社に外注委託することとし、原告が取引先から請負代金等の支払を受けると、原告の取り分を差し引いて、残りを別会社名義の預金口座に送金するという経理処理を行い、その後も、同様にして、順次、ある別会社の設立後2度目の決算期を迎えた後は、別の別会社を新たに設立し、その別会社に外注委託するという処理を繰り返し、別会社に係る消費税等はすべて免税された。

そして、① 別会社の実質的な経営者は原告代表者であって、別会社の代表者らは別会社の業務を行っておらず、また、同別会社の代表者らへの報酬も実際には同代表者らには支払われていなかったこと、② 別会社の本店所在地には別会社の事業所はなかったこと、③ 内勤社員については原告と別会社とで人数が均等になるよう適当に割り当てられていたこと、④ 原告と別会社との間で、外注加工業務に関する契約や取決めはなく、かえって、原告と別会社との間で取り交わされた業務委託契約書には、原告が別会社に委託する業務が原告の帳簿の作成、社員の管理、電話や郵便の対応とされ、原告から別会社に対して月額10万円から50万円の契約金を支払うこととされているが、これらの約定は原告と別会社の取引実態と整合しないこと、⑤ 原告と別会社の取り分の率が法人税対策などの理由等により定められ、原告の利益を減らすためさかのぼって変更されたこともあったこと、⑥ 更に、別会社の設立後2度目の決算期を迎えた後は、順次、別の別会社を新たに設立し、その別会社に外注委託するという経理処理を繰り返していたこと等の事実を総合すると、本件における別会社はいずれも会社としての実体はなく、原告から別会社への外注委託取引は架空のものであったと認められる。

上記のとおり、原告は、設立後2年間の消費税等がすべて免税されることとなる別会社を順次設立して、別会社に対して本件外注加工費を支払ったとする経理処理を行うなどの方法により、原告における納付すべき消費税等の金額を過少に記載した確定申告書を提出して本件各確定申告を行った。

イ 国税通則法65条4項所定の「正当な理由」がないこと

国税通則法65条4項所定の「正当な理由」があると認められるか否かは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合といえるか否かによって判断すべきであるところ、本件税務相談及び本件税務調査の経緯は、次のとおりであり、これによれば、本件は上記の場合に当たらないから、同項所定の「正当な理由」があるとは

認められない。

(ア) 本件税務相談について

戊税理士は、原告代表者から、税金を少なくするため別会社を設立して消費税を安くする方法を採ることができないかと相談され、こうした方法が税法上適法であるか分からなかったため、名古屋国税局税務相談室に赴いて質問したところ、その職員から、① 新たに別会社を作って原告の外注委託先とするのであれば、別会社の従業員が請負業務に従事しているという実体がなければならない、② 原告の従業員を別の会社に移して請負業務に従事させるのであれば、原告の従業員を退職させ、別の会社で雇用し直さなければならない、③ 従業員の給与は別の会社から支払われなければならない、源泉徴収簿も別の会社できちんと備える必要がある、という指摘を受けた。

このように、戊税理士は、別会社の従業員が請負業務に従事しているという実体がなければならないと指摘を受けたものであるところ、原告代表者が設立した別会社はこの実体がないものであるから、原告が本件税務相談における指導に従って別会社を設立したとは認められない。

しかも、本件税務相談における職員の発言や行為は、限られた情報の中でのものであり、その際の発言が課税庁の公的見解と認められるものではない。

(イ) 本件税務調査について

原告代表者、戊税理士及び乙は、本件税務調査の数日前に集まって、別会社を設立した目的、別会社の取締役の行う業務内容、別会社の経理処理、別会社が設立後2年経過した後は休業している理由、原告の取り分の率の決め方、別会社の代表者である丙及びBの業務内容や同人ら名義の口座の管理などについて、税務調査の職員から聞かれた場合の対応を話し合い、乙は、丙及びBに対し、税務調査の職員から事実関係を確認された場合に備えて、その対応を指示した。

そして、原告代表者、戊税理士又は乙は、本件税務調査が行われた際、別会社を設立した目的について、消費税対策で、簡易課税を受けるために下請の会社を作ったなどと答え、別会社の業務内容について、別会社は、原告代表者が経営しているのではなく、それぞれ経営者がいる下請会社であり、それぞれが原告の取引先への人材派遣業務を行っているなどと説明し、原告の取り分の率の決め方について、原告と別会社がどちらも赤字にならないように原告と別会社とで調整し合いながら決めていくなどと説明した。また、外注委託の契約書類があるかと聞かれたので、原告代表者は、業務委託契約書を処分行政庁の職員に見せた。

さらに、本件税務調査の最終日ころ、半田税務署の職員から、別会社がペーパーカンパニーではないかという点が引っ掛かると追及されたが、原告代表者及び戊税理士は、「別会社は甲個人が資本金を出して設立し、きちんと登記もしていて原告とは別の会社です。別会社には代表者もいますし、従業員も原告と別会社とできちんと分けています。ペーパーカンパニーなんかではなく、ちゃんとした会社です。」と答えた。

なお、半田税務署の職員から、丙及びBへの架空の役員報酬等の支払いや、別会社の代表者が何をやっているのかという質問はなく、これらの点を丙及びBに直接確認するということもなかった。

このように、本件税務調査において、職員は、原告代表者の設立した別会社の実体に係

る事実を把握しておらず、そうした限られた事実関係を前提として申告に問題がないとの結論を示したものにすぎないから、その際の発言が課税庁の公的見解と認められるものではない。

(2) 争点(2)について

(被告の主張)

ア 国税通則法68条1項所定の重加算税を課するためには、① 過少申告加算税の賦課要件を満たしていること、② 納税者が課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していることが必要であるが、重加算税の趣旨にかんがみれば、租税を免れようとする認識を有していることまで要求されるものではなく、また、隠ぺい又は仮装の行為についても、それが客観的にみて「隠ぺい」又は「仮装」であると判断することができれば、特段の事情がない限り、主観的要件を含めて重加算税の賦課要件は満たされると解すべきである。

イ 争点(1)(被告の主張)記載のとおり、原告は、何ら実体のない別会社を次々に設立し、これらの別会社に原告の従業員を転籍させたように装い、また、別会社との取引が正当なものであるかのように架空の業務委託契約書などを作成するなどして、本来、消費税の不課税取引に該当する原告の従業員に係る給料手当等を、消費税の課税取引とするために、意図的に別会社を原告の下請外注先とする存在しない事実を作出し、実体のない別会社に対する外注加工費であるかのごとく仮装した経理処理を行ってこれを支払い、消費税の控除対象仕入税額を過大に計上するなどして納付すべき消費税等の額を過少に記載した確定申告書を提出して本件各確定申告を行い消費税等を免れていたのであって、原告のこれらの行為は、客観的にみて「隠ぺい」又は「仮装」であると十分に認められる。

ウ 以上によれば、原告が納付すべき消費税等の額を過少にして本件各課税期間分の消費税等の各確定申告書を提出した行為は、国税通則法68条1項に規定する「第65条第1項(過少申告加算税)の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準額等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に当たることは明らかである。

(原告の主張)

被告の主張は争う。

本件各確定申告をした経緯は争点(1)(原告の主張)で述べたとおりであり、仮に国税通則法65条4項所定の「正当な理由」が認められず過少申告加算税の賦課要件が認められるとしても、原告の申告行為には、隠ぺい及び仮装が存在しないため、重加算税の賦課要件は認められず、少なくとも重加算税の賦課に相当する部分は取り消されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件外注加工費について

(1) 前記前提事実証拠(甲9~11、13~15、乙3、4、6、11~14、17~25《枝番号を含む。》、証人戊、原告代表者)及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

ア 原告は、平成9年ころ、消費税等や労災保険料につき合計2000万円ないし3000万円程度の滞納があったため、原告代表者は、平成10年2月ころ、戊税理士に対し、これら

の滞納を解消するため、税金を少なくする方法がないかを相談し、その際、他の人材派遣会社が別会社を設立して消費税を安くするという方法を探っていると聞いており、原告においてもこうした方法を探ることができないかと尋ねた。

戊税理士は、上記の方法が税法上適法と認められるかが分からなかったため、名古屋国税局税務相談室に赴き、対応した職員に相談した上、原告代表者に対し、複数の別会社を設立して、原告が取引先から請け負った業務をこれらの別会社に割り振って外注委託する形を採ることにより、当時4億円以上あった原告の売上げをそれらの会社に分散させ、簡易課税制度の適用を受けて、消費税等を安くする方法を提案した。

イ 原告代表者は、平成10年3月3日、有限会社C（以下「C」という。）、有限会社D（以下「D」という。）及び有限会社E（以下「E」という。）の3社の別会社を設立した。これらの別会社3社の資本金はいずれも300万円であり、原告代表者は、同資本金に充てるため、原告の預金口座から300万円ずつ出金し、原告代表者の預金口座を経由して各別会社名義の預金口座に振り込んだが、同別会社3社の設立後、別会社の預金口座から295万円ずつ出金し、原告代表者の預金口座を経由して原告の預金口座に戻した。また、Cの取締役には丙、Dの取締役には丁、Eの取締役は乙がそれぞれ就任した。

原告代表者は、原告の複数の取引先をこれらの別会社ごとに割り当てた上、原告が取引先から請け負った業務をその別会社に外注委託することとし、原告が取引先から請負代金等の支払を受けると、原告の取り分を差し引いて、残りを別会社名義の預金口座に送金するという経理処理を行った。

これにより、課税標準額に対する消費税額から別会社の本件外注加工費に係る消費税額が控除されるとともに、別会社に係る消費税等については、新設法人の免税制度により免除された。

ウ 平成10年当初、原告代表者は、別会社の設立後2年を経過した後は簡易課税制度の適用を受けた上で消費税等を支払わなければならないと考えていたが、平成11年6月末にDが2度目の決算期を迎える前には、このまま消費税等を支払わないで済ませたいと思い、更に別会社を作って従前の別会社への外注加工費を付け替えることにより、同年7月以降も消費税等を免れようと考えた。そこで、原告代表者は、同年6月、有限会社F（以下「F」という。）を設立して、Dに代わり、原告の外注加工費を付け替えた。Fの資本金は300万円であり、原告代表者は、同資本金に充てるため、原告の預金口座から300万円を出金して原告代表者の預金口座に入金し、同預金口座から294万円を出金するなどしてF名義の預金口座に振り込んだが、Fの設立後、その預金口座から295万円を出金し、原告代表者の預金口座を経由して原告の預金口座に戻した。Fの取締役には、乙の叔母のNが就任した。

また、原告代表者は、平成12年2月、有限会社O（以下「O」という。）を設立して、Eに代わり、原告の外注加工費を付け替えた。Oの資本金は300万円であり、原告代表者は、同資本金に充てるため、丁から300万円を借り入れ、原告代表者の預金口座を経由してO名義の預金口座に振り込んだが、Oの設立後、その預金口座から300万円を出金し、原告代表者の預金口座を経由して丁の預金口座に戻した。Oの取締役には、乙の叔母のBが就任した。

エ 原告代表者は、その後も、同様にして、順次、ある別会社の設立後2度目の決算期を迎え

た後は、別の別会社を設立し、Oの後は、設立時順に、有限会社G（以下「G」という。）、有限会社H（以下「H」という。）、有限会社I（以下「I」という。）、有限会社J（以下「J」という。）、有限会社K（以下「K」という。）を新たに設立し、その会社に外注委託するという処理を繰り返し、別会社に係る消費税等はすべて免税されるという処理をしてきた。

これらの別会社の資本金はいずれも300万円であり、原告代表者は、Gの資本金に充てるため、原告の預金口座から300万円を出金し、原告代表者の預金口座を経由してGの預金口座に振り込み、Hの資本金に充てるため、原告代表者の預金口座から300万円を出金し、戊税理士の口座を経由してHの預金口座に入金し、Iの資本金に充てるため、乙の預金口座から300万円を出金してIの預金口座に振り込み、いずれも、各別会社の設立後、その預金口座から300万円を出金しそれぞれの出捐者の預金口座に振り込んだ。また、原告代表者は、Jの資本金に充てるため、原告代表者が管理していたB名義の預金口座から乙の預金口座を経由してJの預金口座に振り込み、Jの設立後、その預金口座から300万円を出金し原告代表者の口座に振り込んだ。原告代表者は、Kの資本金に充てるため、原告代表者の預金口座から300万円を出金してKの預金口座に振り込んだ。

Gの取締役には丙が、Hの取締役には丁の妹の子（乙のいとこ）の妻のLが、Iの取締役には丁の同級生の夫のMが、Jの取締役にはMの妻の妹のPが、Kの取締役には丁の妹の夫のQが、それぞれ就任したが、G以外の上記別会社の取締役は、丁がその親族や知人に名前を貸してもらったものであった。

なお、平成10年の最初の別会社設立当初は、原告が別会社3社に外注委託する処理がなされていたが、Cの2度目の決算期である平成11年11月末の後は、外注委託する別会社は2社とされ、それまでCに割り当てられていた取引先は、EとFとに分けて割り当てられた。

オ 別会社の経営実態等は、次のとおりである。

(ア) 別会社の資本金

各別会社の資本金は、上記のとおり、原告代表者又は乙等から各別会社に支払われていたが、実際には、原告等の資金が原資となっており、しかも、ほとんどの別会社はその設立後に再び出捐者に返金していた。

(イ) 別会社の代表者

各別会社の代表者は、上記のとおり、Eにつき乙であったほかは、すべて乙ないし丁の親戚あるいはその知人であった。なお、丙は、Cの代表者になった後、Gの代表者にもなったが、これを除いては、新しい別会社の代表者は、以前の代表者とは別の者が就任した。なお、丙が2社の代表者に就任したのは、戊税理士が、これらの別会社を管轄する税務署が異なるので、同一の会社とみなされる心配が少ないと判断したことによる。

(ウ) 代表者への報酬

原告代表者は、丙と丁に対しては、原告の役員として名義を借りていることのお礼として2人で月額20万円を支払っており、別会社のそれ以外の取締役に対しては、月額5万円を支払っていた。

なお、原告代表者は、Gの取締役であった丙に対し、役員報酬として平成13年6月から平成15年5月まで月額約48万円から約90万円を支払ったこととし、Oの取締役であったBに対し、平成12年4月から平成14年2月まで月額約11万円、同年4月から

同年6月まで月額47万5000円を支払ったこととしていたが、実際には上記の限度で支払ったにすぎず、その余の金員は、原告代表者が上記代表者らから借りた同代表者ら名義の預金口座にプールされ、原告の運転資金等に充てられていた。

(エ) 別会社の本店所在地

各別会社の本店所在地については、Cにつき原告代表者の当時の自宅とされ、Dにつき原告の本店所在地とされたほかは、すべて別会社の代表者の自宅とされた。なお、新たに設立される別会社の本店所在地は原告や以前の別会社の本店所在地とは別の場所にされた。これら代表者の各自宅にはいずれも、実際には別会社の事務所はなかった。

(オ) 従業員の転籍、採用

原告代表者は、原告の外勤社員を取引先ごとに別会社に割り当てて転籍させた。

原告の内勤社員は、平成10年3月当時、原告代表者及び乙を含め8名いたところ、原告と別会社とで人数が均等になるよう適当に割り当てて転籍させ、それぞれの割当て先から給与を支払うこととした。なお、内勤社員の別会社への割振り方法には、乙が代表者になっているEに乙を割り当てること以外に特に決まったルールはなかった。

(カ) 別会社の経営判断等

別会社の実質的な経営者は原告代表者であり、請負業務はすべて原告代表者の指示の下で行われ、請負業務に係る売上げ、経費及び利益は原告代表者が一体的に管理していた。

外勤社員の採用や給与、経理処理等の事務は、すべて原告代表者の指示のもと、乙をはじめとする内勤社員が行っていた。別会社の帳簿、通帳、社印やゴム印など別会社に関するものはすべて原告で保管し、乙が経理担当社員としてこれを使用していた。

別会社の代表者らはいずれも、自宅にきた郵便物や電話を原告に取り次ぐことなどのほかは、別会社の業務を何ら行っていなかった。

(キ) 取引先からの売上げの分配

取引先からの売上げの原告と別会社との取り分については、売上金額に原告代表者が決めて乙に伝えた一定の取り分率を乗じた金額を原告の取り分とし、その残りを別会社に対し外注加工費として支払い、別会社の売上げとすることとしていた。

原告代表者は、この原告の取り分率について、平成10年当初は0.095あるいは0.1としていたが、平成12年1月以降は、別会社から支出する経費と原告の利益状況とのバランスを考慮して、何度か取り分率を変更し、別会社ごとに取り分率が異なる事態となった。

なお、平成14年7月から同年9月までのHに係る取り分率は、乙の計算表では0.17となっているのに対し、帳簿上は0.09となっているが、これは、平成14年9月の原告の決算期前に原告の利益を計算してみたところ、原告の利益が多くなりすぎることから、原告代表者と戊税理士とで相談の上、原告の取り分率を遡って0.09とすることにより、原告の利益を減らそうとしたためである。

(ク) 原告と別会社との間の契約等

原告代表者は、別会社についても実質的な経営者であったから、原告と別会社との間の取引内容は原告代表者の一存で決定されており、別会社がそれぞれ発行するはずの原告に対する外注加工費の請求書は作成されていなかった。

乙は、原告代表者からの指示に基づき、O、G、H、I、K、Jと原告との間でそれぞれ

れ業務委託契約書を、Iとの間で請負基本契約書を作成した。これらの契約書の作成には、別会社の代表者は関与していない。上記の業務委託契約書では、原告が別会社に委託する業務は、① 現金出納帳、振替伝票、貸金台帳等の記帳とそれらに関連する書類の整備、② 社員の勤怠管理及び住宅の手配、保険の契約等福利厚生に関する事務処理、③ 事務所における電話、郵便等通信の応答及び社員への連絡とされており、原告が取引先から請け負った業務を外注委託するという内容は含まれていない上、これらの契約書では、原告から別会社に対して月額10万円から50万円の契約金を支払うという内容となっているが、実際にはこれらの金員は支払われていなかった。

カ 原告代表者は、本件税務調査の際に半田税務署の職員から原告と別会社の取り分率を決める基準につき質問を受けたことから、本件税務調査後である平成15年10月以降は、戊税理士の指導に基づき、帳簿上、別会社のI、Hとも原告の取り分率を0.12と引き下げて統一することとし、その後もこれを変更しないこととした。

もつとも、このように原告の取り分率が下がり、原告の経費を支払うのが困難となったことから、原告から別会社への実際の送金は、帳簿上の外注加工費の計上額とは関係なく、別会社からの経費の支払の必要に応じて、適宜送金することとされた。そのため、外注加工費の計上状況と実際の送金状況とが大きくかけ離れることとなった。

キ 原告代表者は、平成17年10月、愛知県の人材派遣会社が消費税等の脱税で起訴されたという新聞記事を読んだ後は、既存の別会社が2度目の決算期を迎えても新しい別会社は作らないこととした。

ク 原告は、平成18年8月1日、名古屋国税局による査察調査を受け、摘発された。

(2) なお、原告代表者は、原告代表者尋問及び陳述書(甲14)において、刑事手続で作成された検察官面前調書(乙3、11、13)は真実を記載したものではなく、国税局の調査担当者から、取引先や親戚のところへ行くことになるなどと脅されたため、本意ではない供述調書の作成に応じ、検察官の取調べの際にも、国税局で作成された供述調書の内容どおりに供述しなければ、取引先や親戚のところに行かれると思い、本意ではない供述調書の作成に応じたなどと供述するが、税務署の職員が取引先や本件にかかわった親戚のところに行くことは事実関係を調査するための適法な行為であり、国税局の調査担当者からそのような言われたとしても、そのこと自体が何ら脅迫になるものではない上、上記の検察官面前調書(乙3、11、13)の内容は、別会社の設立経緯等に関する客観的な事実関係に沿うものであり、十分信用できるものと認められる。

また、戊税理士は、証人尋問及び陳述書(甲15)において、検察官面前調書(乙4)は、読んで聞かせてもらった後、印刷された調書に署名押印したが、その調書の内容は読んで聞かせてもらった内容とは異なるなどと供述するところ、こうした供述内容はそれ自体不合理なものである上、同検察官面前調書の署名押印欄のすぐ上には、「もしこれらの事実が半田税務署の税務調査の時点で発覚していれば、外注費は架空と認定され、架空の外注費の計上による消費税の脱税だと判断されていたはずであり、税務調査では詳しい調査が行われなかったため、これらの事実が発覚しなかったものに過ぎませんでした。」と戊税理士が本件において否定している内容が記載されており、上記記載が戊税理士の供述によるものではなく検察官が一方的に記載したものであったならば、戊税理士は署名押印の際に十分気づいたはずである。加えて、上記の検察官面前調書(乙4)の内容は、別会社の設立経緯等に関する客観的な事実関係に沿

うものであり、戊税理士の証人尋問及び陳述書における上記供述を採用することはできない。

(3) 前記(1)の事実関係によれば、① 各別会社の資本金は原告等の資金が原資となっており、ほとんどの別会社は、その設立後に再び出捐者に返金し、資本の実体を有していないこと、② 別会社の実質的な経営者は原告代表者であって、別会社の代表者らは別会社の業務を行っておらず、また、丙と丁に対しては、原告の役員として名義を借りていることのお礼として2人で月額20万円が支払われており、両名を除く別会社の代表者に対しては、名義貸しの対価として月額5万円が支払われていたものの、取締役報酬としての実質を有する金員は支払われていなかったこと、③ 別会社の本店所在地には別会社の事業所はなかったこと、④ 内勤社員については原告と別会社とで人数が均等になるよう適当に割り当てられていたこと、⑤ 原告と別会社との間で、外注加工業務に関する契約や取決めはなく、内容虚偽の業務委託契約書が作成されていたこと、⑥ 原告と別会社の取り分の率が別会社から支出する経費と原告の利益状況とのバランスを考慮して定められ、しかも、平成15年ころからは、取り分の率に従ってされた帳簿上の外注加工費の計上と実際の送金とは大きくかけ離れていたこと、⑦ 別会社の設立後2度目の決算期を迎えた後は、順次、別の別会社が新たに設立されて、その会社に外注委託するという経理処理が繰り返されていたこと等の事実を総合すると、本件における別会社はいずれも会社としての実体はなく、原告から別会社への外注委託取引は架空のものであったと評価せざるを得ない。

原告は、営利を目的とする会社は、その営利追求のために会社を分離したり、子会社を設立したりすることは何ら違法ではなく、その際、資本金を最初の代表者がすべて実質的に負担し、別会社の所在地には営業実態がなく、別会社の代表者が実質的な機能、権限を持たないとしても何ら不思議ではなく違法ではないから、別会社の実体がないといえないと主張するが、原告代表者が設立した別会社は、資本の払込み、取締役の就任、営業実態のいずれにおいてもその実体を伴っていないものであるから、この別会社が実体のないものであることは明らかである。

したがって、原告が計上した別会社に対する本件外注加工費は架空のものであって、本件各課税期間の消費税等の計算において、課税標準額に対する消費税額から本件外注加工費に係る消費税額を控除することはできないというべきである。

2 争点(1)、(2)について

(1) 前記1(1)、(3)のとおり、原告ないし原告代表者は、何ら実体のない別会社を次々に設立し、これら別会社に原告の従業員を転籍させたように装い、また、別会社との取引が正当なものであるかのように架空の業務委託契約書などを作成するなどして、原告の請負業務を別会社に外注委託したかのような事実を作出し、別会社に対する本件外注加工費の支払があったかのごとく仮装した経理処理を行っていたのであって、これらの行為は、国税通則法68条1項にいう「隠ぺい」又は「仮装」に当たるものと認められる。

(2)ア 原告は、別会社の設立等に関し、原告は戊税理士が本件税務相談の際に名古屋国税局税務相談室の職員から受けた指摘や説明を守って営業していたものである旨主張する。

しかしながら、同国税局税務相談室の職員が、原告代表者の設立した別会社のように資本の払込み、取締役の就任、営業実態のいずれにおいてもその実体を伴わない別会社を許容する趣旨の説明をすることは到底思われず、本件全証拠によっても、そのような説明がされたことと認めることはできない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ また、原告は、本件税務調査の際、半田税務署の職員に対し実態を包み隠すことなく関

係資料をすべて提出し、同職員から税務上の問題点を指摘されなかった旨主張する。

しかしながら、証拠（甲14、15、乙3、4、14、20、21、証人戊、原告代表者。ただし、以上の証拠のうち下記の不採用部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 原告代表者、戊税理士及び乙は、本件税務調査の数日前に集まって打合せをし、① 別会社を設立した目的を聞かれたら、「消費税対策で、簡易課税を受けるために下請の会社を作った。」と答えること、② 別会社は原告代表者が経営しているのではなく、それぞれ経営者がいる下請会社であり、それぞれが原告の取引先への人材派遣業務を行っていること、③ 別会社の経理は、親会社に当たる原告がすべてまとめてやっていると説明すること、④ 別会社が原告の外注委託先としての下請取引を2年でやめ、その後は休業している理由を聞かれたら、「設立後2年経って消費税を支払わなければならなくなると赤字になり、経営を続けていられなくなったのでやめた。」と説明すること、⑤ 原告の取り分の率の決め方について聞かれたら、「原告と別会社がどちらも赤字にならないように原告と別会社とで調整し合いながら決めている。」と説明することなどを話し合った。また、乙は、半田税務署の職員が丁、丙及びBに事実関係を確認した場合に備えて、同人らに、Gの代表者である丙は取引先への営業や外勤社員の募集などをし、そのために丙に対し月額約48万円から約90万円を支払っていることや、Oの代表者であるBはHの内勤社員として外勤社員の寮の管理や掃除をし、そのために同人に対し月額25万円の給与を支払っていることにするよう依頼した。

(イ) 本件税務調査の際、原告代表者、戊税理士又は乙は、上記①、③ないし⑤の点を答えた。また、外注委託の契約書類があるかと聞かれたので、原告代表者は、業務委託契約書を半田税務署の職員に見せた。さらに、本件税務調査の最終日ころ、同税務署の職員が、別会社がペーパーカンパニーではないかという点が引っ掛かるなどと追及したが、原告代表者及び戊税理士は、「別会社は原告代表者個人が資本金を出して設立し、きちんと登記もして原告とは別会社です。別会社には代表者もいますし、従業員も原告と別会社とできちんと分けています。ペーパーカンパニーなんかではなく、ちゃんとした会社です。」と答えた。

(戊税理士の証言及び陳述書（甲15）並びに原告代表者の代表者尋問及び陳述書（甲14）中の上記認定に反する供述部分は、採用することができない。)

上記のとおり、原告代表者らは、本件税務調査に当たり、事前に打合せをした上、極力税法上の問題点を指摘されないように対応したのであるから、半田税務署の職員から税務上の問題点を指摘されなかったとしても、そのことは、原告ないし原告代表者の前記(1)の行為が国税通則法68条1項にいう「隠ぺい」又は「仮装」に当たるとの評価を妨げるものではない。

(3) 本件各修正申告により納付すべきこととなった消費税等の税額のうち、平成14年課税期間における課税標準額が381万円増加したことによる部分以外は、いずれも本件各確定申告において本件外注加工費が計上されていたことに帰因するものであるところ、上記のとおり、原告が本件各確定申告において本件外注加工費を計上したことは、消費税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づくものであったと認められるから、国税通則法68条1項の重加算税の

賦課要件を満たしているものといえる（なお、この場合においては、本件外注加工費の計上による過少申告につき同法65条4項所定の「正当な理由」の有無を問題とする余地はない。）。

そして、本件各賦課決定の重加算税の額は、本件各確定申告と本件各修正申告における税額（ただし、平成14年課税期間における課税標準額が381万円増加したことによる税額を除く。）を基に適法に計算されたものと認められるから、本件各賦課決定は適法なものとして認められる。

3 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却すべきである。よって、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 増田 稔

裁判官 前田 郁勝

裁判官 杉浦 一輝

(別紙)

関連法令（消費税法）

2条1項

- 12号 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第7条第1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。
- 14号 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

9条1項

平成15年法律第8号による改正前のもの（平成13～16年課税期間）	平成19年法律第6号による改正前のもの（平成17年課税期間）
事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が3000万円以下である者については、第5条第1項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。	事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下である者については、第5条第1項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

12条の2（平成17年法律第87号による改正前のもの） その事業年度の基準期間がない法人（中略）のうち、当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1000万円以上である法人（第9条第4項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない法人を除く。以下この条において「新設法人」という。）については、当該新設法人の基準期間がない事業年度（第11条第3項若しくは第4項又は前条第1項若しくは第2項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる事業年度を除く。）における課税資産の譲渡等については、第9条第1項本文の規定は、適用しない。

30条1項 事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、

当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

- 1号 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日
2、3号 （略）

37条1項

<p>平成15年法律第8号による改正前のもの（平成13年法律第6号による改正前のものも略記部分を除き同様である。） （平成13～16年課税期間）</p>	<p>平成18年法律第10号による改正前のもの （平成17年課税期間）</p>
<p>事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項において同じ。）が2億円以下である課税期間（中略）についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が2億円を超える課税期間《中略》を除く。）については、第30条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における次条第1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の60に相当する金額（中略）とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。</p>	<p>事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項において同じ。）が5000万円以下である課税期間（中略）についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が5000万円を超える課税期間《中略》を除く。）については、第30条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における次条第1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の60に相当する金額（中略）とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。</p>

(別表1) 確定申告、修正申告の経緯

(単位：円)

課税期間	区分	課税標準額	課税標準額に対する消費税額	課税仕入れに係る支払対価の額	控除税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額
平成13年	確定申告	570,629,000	22,825,160	571,486,542	21,770,915	1,054,200	263,500
	修正申告	570,629,000	22,825,160	63,691,179	2,426,330	20,398,800	5,099,700
平成14年	確定申告	561,036,000	22,441,440	424,780,252	16,182,104	6,259,300	1,564,800
	修正申告	564,846,000	22,593,840	51,385,854	1,957,556	20,636,200	5,159,000
平成15年	確定申告	539,352,000	21,574,080	373,760,298	14,310,472	7,263,600	1,815,900
	修正申告	539,352,000	21,574,080	45,700,203	1,812,945	19,761,100	4,940,200
平成16年	確定申告	596,643,000	23,865,720	438,134,587	16,690,841	7,174,800	1,793,700
	修正申告	596,643,000	23,865,720	40,329,729	1,536,370	22,329,300	5,582,300
平成17年	確定申告	601,407,000	24,176,280	440,019,756	16,762,657	7,113,600	1,853,400
	修正申告	604,407,000	24,176,280	39,065,058	1,488,192	22,688,000	5,672,000

(別表2の1)

修正控除対象仕入額等計算書

自 平成12年10月1日

至 平成13年9月30日

株式会社A

(単位：円)

勘定科目	課税仕入額			
	申告額	実際額	増減金額	備考
外注加工費	540,684,927	15,939,951	△524,744,976	
福利厚生費	734,419	3,928,198	3,193,779	
運賃	600	600	0	
旅費交通費	467,260	4,206,248	3,738,988	
接待交際費	3,443,859	5,900,450	2,456,591	
燃料費	2,818,109	5,560,557	2,742,448	
通信費	558,443	1,227,621	669,178	
水道光熱費	198,871	198,871	0	
消耗品費	166,610	495,580	328,970	
事務用消耗品費	261,233	321,318	60,085	
賃借料	432,180	882,180	450,000	
修繕費	23,950	1,125,356	1,101,406	
支払手数料	2,778,230	3,758,111	979,881	
会議費	792,139	904,402	112,263	
図書教育費	79,033	95,023	15,990	
賄費	9,322,342	9,322,342	0	
地代家賃	720,000	1,477,000	757,000	
雑費	167,984	511,018	343,034	
車両運搬具	7,836,351	7,836,351	0	
合計	571,486,540	63,691,177	△507,795,363	
控除対象仕入税額 (合計×4/105)	21,770,915	2,426,330	△19,344,585	

※ 申告額欄の金額については、被告において勘定科目別の金額を算出したものであるが、合計欄において、原告が申告書に添付した付表2の記載金額と2円の差が生じている。

なお、消費税額の計算の基礎となる控除対象仕入税額に変動はない。

(別表2の2)

修正控除対象仕入額等計算書

自 平成13年10月1日

至 平成14年9月30日

株式会社A

(単位：円)

勘定科目	区分	課税仕入額			
		申告額	実際額	増減金額	備考
外注加工費		404,428,209	15,669,117	△388,759,092	
福利厚生費		533,636	4,192,892	3,659,256	
広告宣伝費		94,725	94,725	0	
旅費交通費		690,250	2,422,200	1,731,950	
接待交際費		2,159,063	4,914,289	2,755,226	
燃料費		2,548,954	5,490,765	2,941,811	
通信費		747,324	1,444,304	696,980	
水道光熱費		215,452	215,452	0	
消耗品費		333,595	702,338	368,743	
事務用消耗品費		193,444	214,146	20,702	
賃借料		432,180	432,180	0	
修繕費		748,813	2,131,272	1,382,459	
支払手数料		2,743,916	3,386,563	642,647	
会議費		228,346	592,207	363,861	
図書教育費		112,599	128,783	16,184	
賄費		6,196,030	6,196,030	0	
地代家賃		805,500	1,525,500	720,000	
諸会費		0	4,000	4,000	
雑費		369,116	429,991	60,875	
器具備品		1,199,100	1,199,100	0	
合計		424,780,252	51,385,854	△373,394,398	
控除対象仕入税額 (合計×4/105)		16,182,104	1,957,556	△14,224,548	

(別表2の3)

修正控除対象仕入額等計算書

自 平成14年10月1日

至 平成15年9月30日

株式会社A

(単位：円)

勘定科目	課税仕入額				
	区分	申告額	実際額	増減金額	備考
外注加工費		336,709,561	381,117	△336,328,444	
福利厚生費		990,691	1,500,217	509,526	
広告宣伝費		9,200	9,200	0	
旅費交通費		1,500,483	2,801,063	1,300,580	
接待交際費		1,986,019	4,306,472	2,320,453	
燃料費		2,625,070	4,732,557	2,107,487	
通信費		1,063,889	1,335,994	272,105	
水道光熱費		216,958	216,958	0	
消耗品費		466,259	602,376	136,117	
事務用消耗品費		272,278	277,938	5,660	
賃借料		165,165	165,165	0	
修繕費		1,384,257	2,037,177	652,920	
支払手数料		2,700,464	3,167,035	466,571	
会議費		164,790	291,877	127,087	
図書教育費		107,919	112,927	5,008	
賄費		7,612,305	7,612,305	0	
地代家賃		1,121,000	1,485,000	364,000	
雑費		395,325	396,160	835	
車両運搬具		14,268,665	14,268,665	0	
合計		373,760,298	45,700,203	△328,060,095	
控除対象仕入税額 (合計×4/105)		14,238,487	1,740,960	△12,497,527	

(別表2の4)

修正控除対象仕入額等計算書

自 平成15年10月1日

至 平成16年9月30日

株式会社A

(単位：円)

勘定科目	課税仕入額				
	区分	申告額	実際額	増減金額	備考
外注加工費		405,934,847	0	△405,934,847	
福利厚生費		1,196,691	1,856,724	660,033	
旅費交通費		1,474,230	3,354,965	1,880,735	
接待交際費		2,534,714	5,378,734	2,844,020	
燃料費		3,004,470	4,684,866	1,680,396	
通信費		941,483	1,150,989	209,506	
水道光熱費		212,853	212,853	0	
消耗品費		1,154,247	1,243,851	89,604	
事務用消耗品費		261,583	269,260	7,677	
賃借料		93,093	93,093	0	
修繕費		1,659,637	1,841,623	181,986	
支払手数料		3,173,563	3,435,956	262,393	
会議費		370,710	677,517	306,807	
図書教育費		67,320	67,320	0	
賄費		11,962,683	11,962,683	0	
地代家賃		1,944,000	1,944,000	0	
雑費		315,754	322,586	6,832	
車両運搬具		1,832,709	1,832,709	0	
合計		438,134,587	40,329,729	△397,804,858	
控除対象仕入税額 (合計×4/105)		16,690,841	1,536,370	△15,154,471	

(別表2の5)

修正控除対象仕入額等計算書

自 平成16年10月1日

至 平成17年9月30日

株式会社A

(単位：円)

勘定科目	課税仕入額				
	区分	申告額	実際額	増減金額	備考
外注加工費		407,638,982	0	△407,638,982	
福利厚生費		862,764	1,996,946	1,134,182	
広告宣伝費		8,925	8,925	0	
旅費交通費		1,184,165	2,634,424	1,450,259	
接待交際費		3,652,477	5,455,035	1,802,558	
燃料費		4,110,696	4,950,821	840,125	
通信費		934,697	1,359,969	425,272	
水道光熱費		354,419	354,419	0	
消耗品費		419,892	564,431	144,539	
事務用消耗品費		228,057	241,890	13,833	
賃借料		137,718	137,718	0	
修繕費		2,016,350	2,150,350	134,000	
支払手数料		2,815,087	3,203,267	388,180	
会議費		288,156	585,220	297,064	
図書教育費		65,340	83,042	17,702	
賄費		10,467,198	10,467,198	0	
地代家賃		1,944,000	1,979,000	35,000	
雑費		480,833	482,403	1,570	
車両運搬具		2,410,000	2,410,000	0	
合計		440,019,756	39,065,058	△400,954,698	
控除対象仕入税額 (合計×4/105)		16,762,657	1,488,192	△15,274,465	

(別表3)

本件各課税期間における本件外注加工費の金額

(単位：円)

課税期間		平成13年9月	平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月
項目						
	本件各課税期間において課税仕入れに係る支払対価の額として原告が計上した外注加工費の額	540,684,927	404,428,209	336,709,561	405,934,847	407,638,982
	うち本件外注加工費の額	524,744,976	388,759,092	336,328,444	405,934,847	407,638,982
別法人ごとの内訳	F	154,326,973	0	0	0	0
	O	275,144,312	126,656,777	0	0	0
	G	95,273,691	221,178,137	125,499,142	0	0
	H		40,924,178	148,767,618	132,859,222	0
	I			62,061,684	216,772,812	142,076,735
	J				56,302,813	196,021,539
	K					69,540,708